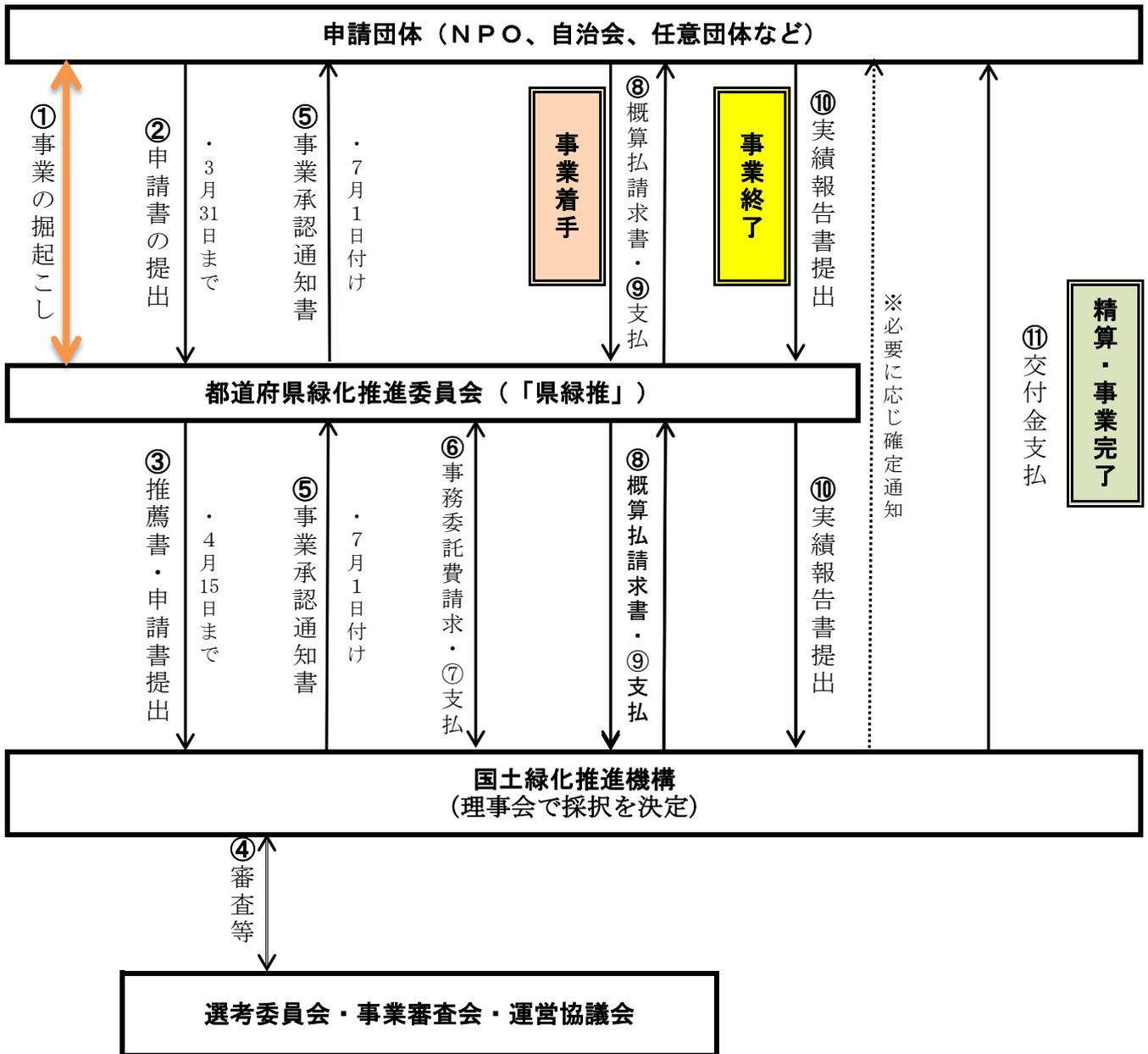


## 「ふるさとの森林再生事業」(都道府県推薦事業)の流れ



(注) : 「注の番号」は、流れ図の番号に対応

- ① 都道府県緑化推進委員会 (以下「県緑推」という。)は、当該都道府県内において事業を希望する団体への働き掛け等 (掘り起こし) を行い、各県緑推1件を目途に国土緑化推進機構へ推薦する。
- ② 申請団体 (都道府県内に事務所が所在) は、事業の趣旨、対象事業等に相応しい事業の申請書を作成し、当該県緑推に提出する。
- ②・③ 県緑推は、申請書の内容を精査の上、推薦事業を選定し、推薦書とともに国土緑化推進機構に提出する。
- ⑥ 県緑推は、事業の募集・推薦・調整に係る事務費として、推薦事業が採択された場合に5万円/事業、不採択の場合に3万円/事業の事務委託費を請求する。(平成25年2月15日付け国緑25第39号。)
- ⑧ 事業実施団体は、承認通知を受領後、必要に応じて交付金の決定額の2分の1を限度として概算払いを請求することができる。